

自動車登録時の車検証記載事項の 確認について注意喚起されました

総務省中部管区行政評価局（局長：竹中 たけなか かずひと 一人）が受け付けた行政相談を端緒とした調査により明らかとなった実態について、民間有識者で構成する行政改善推進会議の意見を踏まえ、国土交通省富山運輸支局及び石川運輸支局に対し、自動車購入者等に登録手続の際の所有権設定を適切に行うよう注意喚起することを求めたところ、措置されました。

※ 令和7年3月26日公表「実態と異なる自動車の所有者登録の解消」の続報

【相談内容及び相談を端緒とした調査結果】

「車が能登半島地震で破損したため、廃車にすることにしました。車は、石川県内の自動車販売店から一括払いで購入したが、所有者が自動車販売店、使用者が私になっていたため、同店に車を渡し、廃車手続を依頼した。その後、被災自動車の給付金を申請するために運輸支局へ確認したところ、廃車（永久抹消）になっていないと言われた。自動車販売店に確認したところ、車の所有者が解体業者に変更され、永久抹消されていなかった。自動車販売店に「廃車」を依頼したにも関わらず、その手続きが行われず、また、私が了解していないのに所有者の変更ができてしまうのはおかしいのではないか。」との行政相談を端緒に、新車を一括購入した際の所有者登録の実態について石川県・富山県内の販売店等を調査したところ、半数以上で一括購入の場合でも自社名義で登録しているなどの実態が判明した。

【措置内容】

自動車ユーザーの意図しない内容や誤った内容での登録が行われることを防ぐため、**注意文書を作成した上で、富山運輸支局及び石川運輸支局の窓口に掲示**を行った。
また、窓口に来訪する者以外にも広く周知をする観点から、**両運輸支局のホームページにおいても同内容の文書を掲載**した。

（注）掲示内容や掲示状況等は別紙参照

【連絡先】

総務省中部管区行政評価局
総務行政相談部
担当：首席行政相談官 川口
電話：052-972-7416



当局のあっせんの内容 ※令和7年3月26日公表

当局では、本件実態の解決を図るため、民間の有識者で構成する行政改善推進会議に付議し、その意見を踏まえ、令和7年3月26日、富山運輸支局及び石川運輸支局に対し、以下のとおり、あっせんしていました。

事実に基づかない所有権登録がなされると、本来の所有者が不利益を被る可能性があることについて、自動車ユーザーの認識を深めることが重要と考えられることから、自動車購入者等に対し、登録手續の際の所有権の設定を適切に行うよう注意喚起する必要がある。

〔行政相談とは・・・〕

総務省の行政相談は、国の行政全般について国民からの苦情や意見、要望を受け付け、担当行政機関とは異なる立場から、必要なあっせん等を行い、その解決・実現を図るとともに、行政の制度及び運営の改善に生かす仕組み

〔中部管区行政評価局行政改善推進会議〕

中部管区行政評価局管内に申し出があった行政相談を端緒として、行政の運営に係るものについて、有識者の意見を聴取し、その的確かつ効果的な改善を推進することを目的として開催

中部管区行政評価局行政改善推進会議の構成員は次のとおり（令和7年5月1日現在）

（座長）

稲垣 隆司（元愛知県副知事）

（委員）

栗本 幸子（元(公財)あいち男女共同参画財団理事長）

島田 佳幸（(株)中日新聞社論説主幹）

諏訪 一夫（名古屋市立大学大学院経済学研究科特任教授（元名古屋市総務局長））

中村 正典（弁護士（元愛知県弁護士会会長））

中村 昌弘（元名古屋銀行頭取）



【別紙】

1 窓口での注意喚起文書掲示

自動車ユーザーの皆様へ

令和7年4月

**車検証の内容は合っていますか？
必ずご確認ください！**

登録された自動車検査証の内容について、お間違いがないか必ずご確認ください。

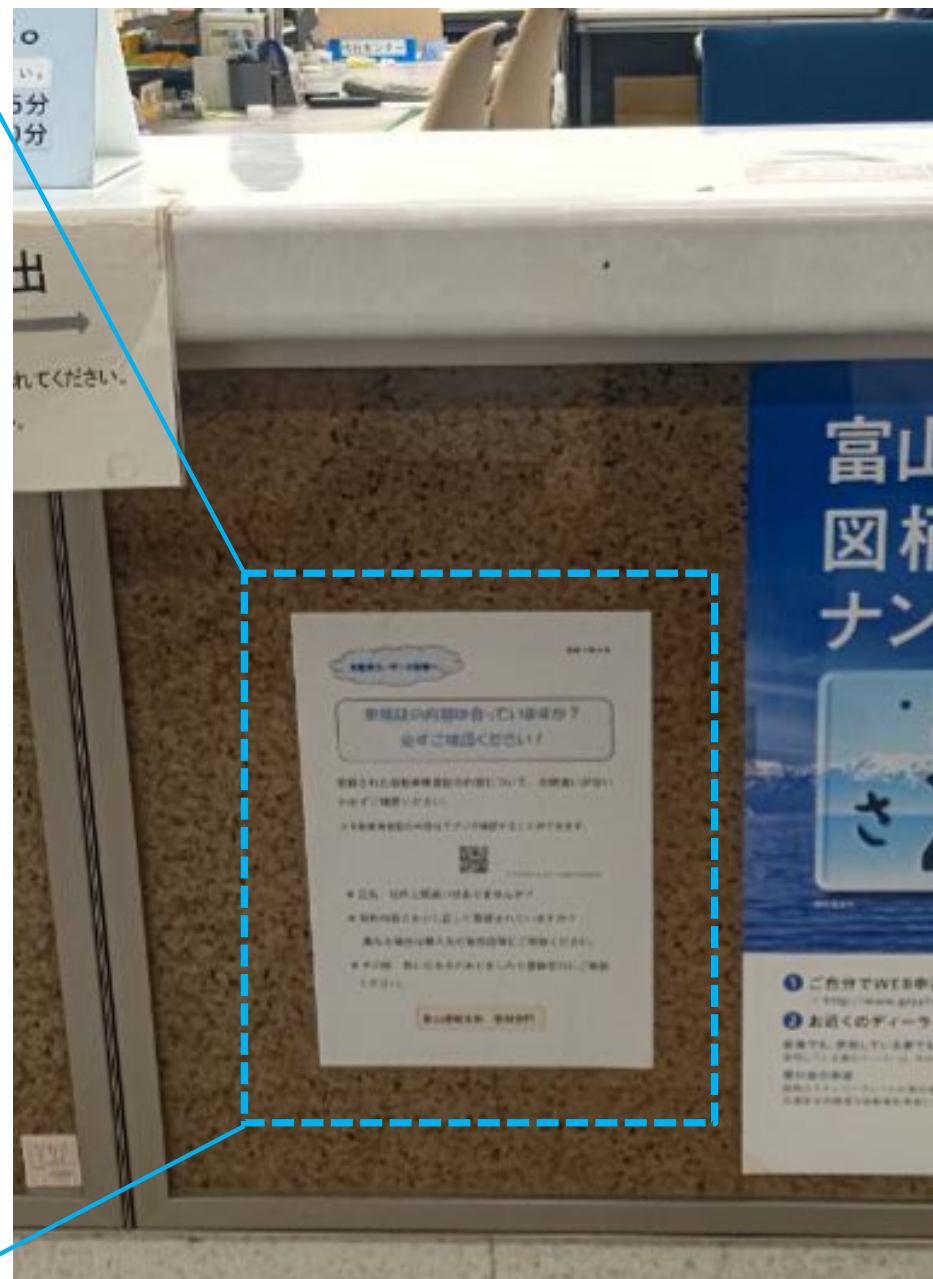
※自動車検査証の内容はアプリで確認することができます。



アプリのインストールはこちらから

- ◆ 氏名・住所に間違いはありませんか？
- ◆ 契約内容どおりに正しく登録されていますか？
異なる場合は購入先の販売店等にご相談ください。
- ◆ その他、気になる点がありましたら登録窓口にご相談ください。

富山運輸支局 登録部門



(注) 写真は富山運輸支局提供

2 ホームページでの注意喚起掲載

〔富山運輸支局ホームページの掲載状況〕

明日の交通環境を創造します
北陸信越運輸局 富山運輸支局

>> ホーム << 前に戻る

車検証の内容を必ずご確認ください

登録申請 (リンク先は国土交通省「自動車検査登録ガイド」になります)

軽自動車に関する手続き	軽自動車のお手続きは軽自動車検査協会へ	リンク
新規登録	初めて登録を受ける車両が型式指定車で登録を受ける	記入例
	予備検査証が発行された車両の新規登録を行う	記入例
移転登録	抹消した車両の新規登録を行う	記入例
	名義を変更する	記入例 (所有者≠使用者)
変更登録	住所を変更する	記入例 (所有者≠使用者)
	使用者を新しく変更する	記入例
抹消登録	解体が行われていない車両の抹消をする	記入例 (還付なし)
	解体が既に完了した車両の抹消をする	記入例 (還付あり)
解体届出	一時抹消の後に車両の解体が完了した	記入例 (還付あり)

〔石川運輸支局ホームページの掲載状況〕

北陸信越運輸局 石川運輸支

車の登録手続きについて

自動車、バイクに必要な各種登録手続きに関する情報をお知らせします。
登録申請受付時間 午前8:45～11:45 午後1:00～4:00
月末、年度末は登録窓口が大幅混雑いたします。申請は過頭や月曜にもお断りします。

車検証の内容を必ずご確認ください

自動車
自動車には新規登録、変更登録、移転登録、抹消登録、番号変更等の登録手続きが必要です。各種登録手続きに関する情報をお知らせします。 [LINK](#)

二輪 (251cc以上)
自動二輪 (251cc以上) の新規検査や名義変更、住所変更に関する各種手続きの情報をお知らせします。

軽二輪 (126cc以上250cc以下)
軽二輪 (126cc以上250cc以下) の新規届出、名義変更等に関する各種手続きの情報をお知らせします。

自動車検査証 (車検証) 再発行
車検証は車の検査・登録手続きに必ず提出しなければならない重要書類で、常に車内に備えておくことが義務づけられています。紛失した場合は再発行が必要です。車検証の再発行に関する情報をお知らせします。

証明書発行
車の登録事項、検査事項の内容を知りたい場合の手続きをお知らせします。
※請求方法が変わりました。変更の詳細はこちらから

各種様式・書式について
各種登録申請に関する各種書式・様式はこちらから。

クリックすると注意喚起
文書を表示

富山運輸支局HP :

<https://www.tb.mlit.go.jp/hokushin/toyama/Touruku/kakusyushinsei.html>

石川運輸支局HP :

https://www.tb.mlit.go.jp/hokushin/ishikawa/car_procedures.html

